

## 納期のお知らせ(12月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)

- ・市県民税・・・4期
- ・国民健康保険税・・・6期
- ・後期高齢者医療保険料・・・6期
- ・介護保険料・・・6期

納期限 12月25日(月)

- ・市税の納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時税務課で実施しています。

▶問い合わせ 税務課(内線236・237)

特別徴収(年金からあらかじめ差し引かれる方)

12月支給の年金から差し引きます。

- ①市県民税
- ②国民健康保険税
- ③後期高齢者医療保険料
- ④介護保険料

▶問い合わせ ①税務課(内線231)

②保険年金課(内線271)

③保険年金課(内線227)

④高齢者福祉課(内線277)

## 各種相談(12月15日～令和6年1月14日)

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	12月26日(火) ※予約は12月1日(金)から	午前9時30分～正午	地域活動推進課 (内線252)
		1月11日(木) ※予約は12月15日(金)から	午後1時30分～4時	
行政機関に対する 意見・要望	産業文化会館 2階会議室	12月18日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	1月10日(水) ※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉 支部 ☎564-0104
夫婦関係・DVなど (予約制) ※女性相談員対応	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談 も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
人権	忍・行田公民館	1月10日(水)	午後1時30分～3時30分	人権推進課 (内線221)
税務(予約制)	関東信越税理 士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く) ※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午 前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	税務課内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	12月19日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553-0131

## ご存じですか 看護師等の届出制度「とどけるん」

2014年6月の医療介護総合確保推進法成立に伴い、「看護師等の人材確保の促進に関する法律(人確法)」が改正され2015年10月に施行されました。施行後、看護職は離職時などに住所、氏名、免許番号などの事項を都道府県ナースセンターへ届け出ることが努力義務化されました。

▶対象 保健師、助産師、看護師、准看護師の免許をお持ちの方

▶届け出方法

- ①届出支援システム「とどけるん」にアクセスし必要事項を入力
- ②埼玉県ナースセンターへ連絡

▶問い合わせ 同センター ☎048-620-7339(平日午前9時～午後5時)

## ご利用ください 埼玉県ナースセンター

埼玉県ナースセンターは埼玉県看護協会が運営する「看護職の職業紹介所」で、同センターでは業務経験のある看護師が相談に応じている他、看護職を対象とした技術講習会を開催しています。

▶対象

- ・仕事を探している看護職
- ・看護職を募集する求人施設

▶利用料金 無料

▶問い合わせ 同センター ☎048-620-7337(平日午前9時～午後4時)

## 水城公園東側園地再整備工事を実施します

水城公園東側園地の再整備事業について、今年度は主に、東口整備、橋梁改築、じゃぶじゃぶ池周辺の造成工事を次のとおり実施します。

これに伴い、東側園地の中心部分や東側の一部が利用できなくなります。施設を利用される皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をよろしくお願い致します。



▶工事期間 12月上旬～令和6年3月下旬(予定)

▶工事箇所 水城公園東側園地内

▶問い合わせ 都市計画課公園グループ(内線5603)

## 下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第3期納期限 12月25日(月)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった場合は、下水道課までご連絡ください。

▶問い合わせ 同課業務グループ  
☎564-0303

▶問い合わせ 環境課 ☎556-9530

**さしあげます**

▷難人形セット ▷椅子 ▷食器棚 ▷机 ▷ランドセル ▷子ども用歩  
行器 ▷サイクルマシン ▷腹筋用マシン ▷犬用ケージ(室内) ▷学  
習机 ▷折りたたみベッド ▷座布団 ▷カーペット ▷チェスト ▷扇風機  
(壁掛けタイプ) ▷猫用ケージ(室内) ▷グラウンドゴルフ道具一式

**ゆずってください**

▷手芸用生地 ▷着付用練習ボディ ▷ラジオ ▷ビデオデッキ ▷  
冷凍庫(大型) ▷血圧計 ▷パソコン ▷芝刈り機 ▷チェーンソー  
▷ストーブ ▷冷蔵庫 ▷洗濯機 ▷高枝切りバサミ

## ごみはしっかり分別しましょう

年末は、大掃除の際に不要になった電気製品やカセットボンベ、スプレー缶、ガスライターの廃棄が予想されます。これらのごみが「不燃ごみ」や「粗大ごみ」に混じることで、収集車や処理場での発火や火災の原因となります。

事故を起こさないため、またリサイクルのためにも、ごみはしっかり分別しましょう。

▶電池の出し方

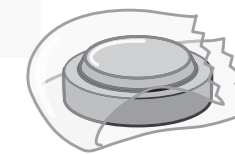
電気製品から電池を取り出して、「有害ごみ」で出してください。また、リチウム電池は電極にガムテープやセロハンテープを貼って絶縁してください。電池の取り出しにくいモバイルバッテリー、加熱式たばこ、電動歯ブラシ、電気シェーバー、ハンディファンなどの充電式の製品は、「有害ごみ」で出してください。

充電式電池やボタン電池は、可能な限り販売店のリサイクルボックスに入れてください。

絶縁例



リチウム電池



ボタン電池・コイン電池

▶カセットボンベ・スプレー缶・ガスライターの出し方  
ガスを使い切って(穴あけ不要)から、カセットボンベとスプレー缶は「資源物」、ガスライターは「有害ごみ」で出してください。ガスを使い切れない場合は専門業者に依頼してください。

▶問い合わせ 環境課 ☎556-9530または粗大ごみ処理場 ☎559-0278

## 不用品情報(無料)

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。なお、登録期間は3カ月です。登録受け付けの際、写真を提供していただける方は、その旨を申し出てください。